

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R7企総管 吉野川北岸工業用水道 監視制御システム取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
当該監視制御システムは、工業用水を安定供給するためのもので、工業用水道施設の常時監視に重要な役割を担っている。このため、それを構成する機器においては、長期にわたり連続して安定した動作を行うものでなければならない。 工場製作から本運用までの機器の品質を確保するという観点から、下記事項について具体的に記述すること。 ① 機器の運搬・搬入出時における安全及び保護対策について ② 現場工事期間中における機器の管理方法について ③ 各機器における動作確認方法について	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R7企総管 吉野川北岸工業用水道 監視制御システム取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 機器の運搬・搬入出時における安全及び保護対策について	
② 現場工事期間中における機器の管理方法について	
③ 各機器における動作確認方法について	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7企総管 吉野川北岸工業用水道 監視制御システム取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

当該監視制御システムは、工業用水を安定供給するためのもので、工業用水道施設の常時監視に重要な役割を担っている。このため、システムの停止は給水業務に大きな影響を及ぼすこととなり、取り替えに際しては、できる限りその期間及び範囲を縮小する工夫等が必要となる。

このような観点から、下記事項に関して施工上配慮すべき事項について具体的に記述すること。

- ① 設備停止の期間及び範囲の縮小方法について
- ② 監視制御システムの新旧切替方法について
- ③ 現地作業の安全確保及び事故防止対策について

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名 ： R 7 企総管 吉野川北岸工業用水道 監視制御システム取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 設備停止の期間及び範囲の縮小方法について ② 監視制御システムの新旧切替方法について ③ 現地作業の安全確保及び事故防止対策について	

※ A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。 ① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ ※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！ 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。 ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。